

◆ 第4次シカ保護管理計画の
策定について

岩手県環境生活部自然保護課

1 はじめに

本県におけるシカの保護管理については、歴史的に分布の中心となっている五葉山地域（大船渡市、陸前高田市、住田町及び釜石市。以下同じ。）を主な対象地域として平成12年に策定した「五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成12年11月～平成14年3月）以降、平成14年に「第2次五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成14年11月～平成19年3月）、平成19年にはシカの生息域の拡大に対応して対象地域を全県に拡大した「第3次シカ保護管理計画」（計画期間：平成19年11月～平成25年3月）を策定し、各種のシカ保護管理施策に取り組んできたところです。

平成25年3月に五葉山地域におけるシカの生息数調査を実施したところ、生息数が増加しており、また、生息域もほぼ全県に拡大し、農林業被害も拡大していることから、引き続き保護管理施策を推進するため「第4次シカ保護管理計画」（計画期間：平成25年11月～平成29年3月）を策定することとし、現在、今年度、平成25年度の狩猟期からの実施に向けて取りまとめ作業を進めています。

今回は、現在、取りまとめ作業中の計画の概要について御紹介します。

2 計画策定の目的・保護管理の目標

(1) 計画策定の目的

本県に生息するシカについて、科学的・計画的な保護管理を実施することにより、地域個体群を健全に維持しつつ、農業被害等の低減、生息域拡大の抑制を図り、「人とシカとの共生」に資することを目的としています。

(2) 保護管理の目標

長期的な目標としては、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、「人とシカとの共生」を目指しますが、シカの生息

域の拡大により、農林業被害の継続的な発生及び被害発生地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間中の目標を次のとおり設定します。

- ① 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- ② 侵入初期段階における早期の対応による生息域及び農林業被害の拡大の抑制
- ③ 生息域の拡大に対応したモニタリング調査の実施と個体数推定手法の確立

3 目標を達成するための対策

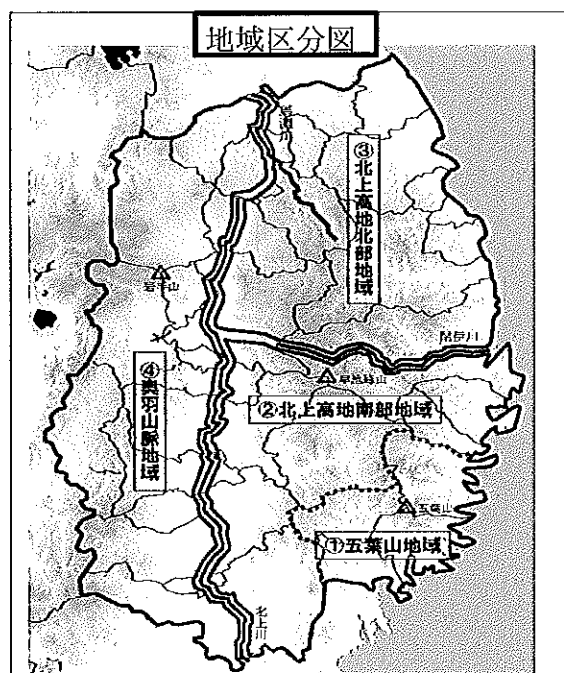
～第3次シカ保護管理計画からの主な変更点

(1) 新たな地域区分の設定

本県に生息するシカの生息状況は、全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた保護管理を進めるため、新たに次のとおり地域区分を設定します。

【表1】地域区分

区分	生息状況
北上高地南部地域	高密度段階 ・被害が恒常的に発生
北上高地北部地域	定着段階 ・定着が進み被害が増加
奥羽山脈地域	侵入初期段階 ・目撃情報、被害の確認など



(2) 地域区分ごとの対策目標の設定

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、地域区分ごとに次のとおり目標及び重点対策を設定します。

【表 2】地域区分ごとの目標及び重点対策

区分	目標	重点対策
北上高地南部地域	・早急な個体数低減 ・被害の軽減	捕獲王の強化と農地周辺の定着解消
北上高地北部地域	・生息域の拡大防止 ・被害の拡大防止	生息数増加地域解消と被害早期対応
奥羽山脈地域	・定着防止 ・被害の発生防止	早期発見と早期対応

(3) 狩猟による捕獲の促進

個体数管理の中心となる狩猟による捕獲を促進するため、次のとおり狩猟規制緩和等を予定しています。

① 狩猟期間の延長 (予定)

平成 25 年度	11 月 15 日～3 月 31 日
平成 26 年度以降	11 月 1 日～3 月 31 日

② 捕獲頭数制限の撤廃 (予定)

③ 放射性物質検査の実施・情報提供

(4) 被害防除対策

これまでの農林業被害対策に加え、早池峰山の高山植物被害を念頭に自然植生被害を抑制するため、各市町村が行う有害鳥獣捕獲とも連携しながら捕獲を強化します。

(5) モニタリング調査の強化

これまで五葉山地域を重点的に実施してきたモニタリング調査について、生息域の拡大に対応するため、県内全域に拡大して実施し、本県に適合的な個体数推定手法の確立に取り組めます。

【表 3】モニタリングの内容

項目	内容
①捕獲情報の収集	捕獲報告票からの捕獲数、場所等を把握し、個体数の増減、分布状況の指標とする。
②目撃情報の収集	目撃情報を収集し、分布状況の指標とする。
③生息密度の把握	糞塊法等により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④植生の捕食状況の把握	植生の捕食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤捕獲個体等の分析	捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。
⑥被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握する。

4 おわりに

人とシカとの軋轢が高まる中で、今般、第 4 次シカ保護管理計画を策定しますが、長期的な目標として「人とシカとの共生」を目指すためには、本計画の実効性を確保し、着実な個体数管理を進める必要があります。

特に、狩猟は、シカを始め野生鳥獣の個体数管理の手法として重要な役割を担っていますので、今後とも狩猟や有害鳥獣捕獲に携わる岩手県猟友会の皆様のご協力をお願いします。

◆シカの捕獲報告にご協力願います！

～自然保護課からのお願い

1 捕獲報告の重要性

第 4 次シカ保護管理計画の実施に当たっては、モニタリング調査により対策の前提となるシカの分布状況等を把握する必要があります。

皆様からの捕獲報告の積み重ねがモニタリング精度を高め、より効果的な個体数管理に繋がりますので、記載要領に従った漏れの無い報告にご協力をお願いします。

2 シカの捕獲報告の種類

(1) 狩猟者登録証返納時の報告 (法定義務)

狩猟により捕獲したシカを始めとする全ての鳥獣について、捕獲した場所、種類及び員数を狩猟者登録証の裏面に記載して返納時に報告 (提出) することが、鳥獣保護法により義務付けられています。

(2) シカ捕獲報告票の提出 (お願い)

狩猟により捕獲したシカ (県委託捕獲分を除く。) については、更に狩猟事故防止研修会において配布する捕獲報告票に捕獲した 1 頭ごとの性別や角の枝数等 (1) の報告を補完する情報を記入して提出してください。

昨年度までは、毎月の提出にお手を煩わせておりましたが、今年度から狩猟者登録証の返納時にまとめて提出するように改めましたのでご協力をお願いします。